

知っておきたい年金の基礎

年金の「繰り上げ、繰り下げ」判断 寿命〇〇歳の人 は「繰り上げ」が有利？

Written by FP Cafe017/06/05

国民年金からの老齢基礎年金や、厚生年金からの老齢厚生年金の受給開始年齢は現行制度では原則 65 歳である。しかし受け取り方法には他にも選択肢があり、受取年額を減らしてでも早く受け取る「繰り上げ受給」と、受給を送らせてでも受取年額を増やす「繰り下げ受給」がある。

どの受け取り方法を選ぶべきなのかは、60 歳以降の働き方、将来への価値観等により答えは様々だ。選択時の参考にしていただけるよう、それぞれ受け取り方法の特徴や選択時の考え方について解説していこう。

年金の「繰り上げ受給」とは？

「繰り上げ受給」を請求すると、老齢年金が 65 歳を待たず、60 歳以降のタイミングで前倒しして受取ることができる。

[老齢基礎年金]

老齢基礎年金の受け取り開始年齢は原則 65 歳からですが、25 年間の受給資格期間(2017 年 8 月からは「10 年」に変更)を満たしていることを要件に 60 歳から年金を受け取ることができる。

ただし早く受け取る分の年金額は少なくなり、受け取り開始を 1 か月早めるごとに本来の年金額から 0.5%減額されていく。1 年では 0.5%の 12 ヶ月分で計算されるため 6%、2 年では 12%の減額となる。最長繰り上げ期間は 5 年間となるため最大の減額率は $0.5\% \times 12 \text{ か月} \times 5 \text{ 年} = 30\%$ となる。65 歳からもらえる年間の年金額の 0.7 倍になるということだ。

[老齢厚生年金]

老齢厚生年金も繰り上げ返済は可能であるが、老齢厚生年金の繰り上げができる場合には、老齢基礎年金も同時に繰り上げなければならない。どちらか一方だけ、または期間をずらしての繰り上げ請求はできない。

老齢基礎年金と同様、繰り上げ期間 1 か月ごとの減額率は 0.5%と同じだが、生年月日による「特別支給の老齢厚生年金」受給権の有無の違いにより減額期間が異なる。

[特別支給の老齢厚生年金]

特別支給の老齢厚生年金とは、1985 年の法改正で公的年金の受給開始年齢が原則 60 歳から 65 歳へと引き上げられた際、一時的な対応として設けられたもの。本来 65 歳以降受け

取ることができる老齢厚生年金とは別に、60歳から65歳になるまでの間に「特別」に受け取ることができる。「特別支給の老齢厚生年金」には、「定額部分(1階部分)」と「報酬比例部分(2階部分)」の2つがあり、生年月日と性別で支給開始年齢が変わり、以下の要件を満たす必要がある。

<特別支給の老齢厚生年金の要件>(参考:日本年金機構)

- (1)男性の場合、昭和36年4月1日以前生まれ、女性の場合、昭和41年4月1日以前生まれ
- (2)老齢基礎年金の受給資格期間(原則として25年)があること
- (3)厚生年金保険等に1年以上加入していたこと
- (4)60歳以上であること

<特別支給の老齢厚生年金の支給対象者で、繰り上げ受給ができる人>

男性:1953年(昭和28年)4月2日~1961年(昭和36年)4月1日生まれ

女性:1958年(昭和33年)4月2日~1966年(昭和41年)4月1日生まれ

例えば1957年(昭和32年)8月生まれの場合、本来の特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は63歳のため、60歳0か月で繰り上げをした場合の減額率は、老齢厚生年金は $0.5\% \times 36$ か月=18%、老齢基礎年金は $0.5\% \times 60$ か月=30%となる。

<特別支給の老齢厚生年金が支給されない人>

- ・1961年4月2日以降生まれの男性
- ・1966年4月2日以降生まれの女性

男性は1961年4月2日以降、女性は1966年4月2日以降生まれの場合、経過措置はなくなり全員、本来の受給開始年齢が65歳となる。よって、老齢基礎年金と老齢厚生年金の減額率による差はない。

繰り上げ返済は年金額の減額の他、その減額率は一生変わらないこと、障害年金が受けられなくなる等のデメリットがある。繰り上げ受給選択後は、取り消しができないことも十分理解して検討いただきたい。

繰り下げ受給とは？

老齢基礎年金、老齢厚生年金とも、65歳から受け取ることのできる老齢年金を、希望すれば66歳以降に受給開始を遅らせることを「繰り下げ受給」という。なお、経過措置である60歳から64歳の特別支給の老齢厚生年金は繰り下げすることはできない。

先送りした分「繰り上げ受給」とは逆に、支給開始を1か月遅らせるごとに0.7%が本来の年金額に加算されます。1年では8.4%、2年では16.8%の増額となる。最長繰り下げ期間は5年間となり最大増額率は $0.7\% \times 12$ か月 $\times 5$ 年=42%となる。つまり65歳からもらえる年間の年金額の1.42倍になるということだ。

70歳以降はさらに先延ばしにしたとしても増加率は42%で固定されてしまうので注意したい。

繰り下げ受給の場合、老齢基礎年金、老齢厚生年金それぞれに繰り下げ時期を選択でき、例えば、どちらか一方は65歳から、もう一方は繰り下げるという選択も可能である。どちらか一方を「繰り下げ」の場合には、65歳時に届く「年金請求書」の繰り下げ希望欄の該当箇所にチェックを入れる必要がある。両方繰り下げの場合は、繰り下げ時まで手続きの必要はない。

寿命を77歳と仮定するなら「繰り上げ」が有利

いったい、どの受け取り方が得なのでしょうか。

繰り上げ受給では、60歳0か月で繰り上げ支給を請求した場合、76歳8か月までの受け取りは、65歳からの受け取りよりも受取年金総額は多くなるが、それ以上長生きすると65歳からの受け取りの総額が上回る。

繰り下げ受給では、70歳0か月で繰り下げ支給を申請した場合、81歳11か月を超えると65歳から受給よりも受取年金額が多くなる。参考までに、厚生労働省が5年ごとに公表している「完全生命表」によれば、2015年の日本人の平均寿命は、男性80.75歳、女性が86.99歳となっている。

金額面の損得だけで考えるならば、77歳くらいが寿命と仮定すると「繰り上げ」が有利、82歳以上長生きすると仮定するならば「繰り下げ」が有利といったところだろう。しかし、当然、人は何歳まで生きられるということは誰にも分からない。人生そう上手く割り切って考えられないところが難しいところだ。では判断が難しい中、年金の受取方法についてはどう考えていけばいいのか。

それは、今後の働き方や、健康面、現役時代の資産の積上げの目途の立て方がポイントになる。あくまでも一例ではあるが、健康に不安がある場合には、障害年金の保険機能を優先させる観点から65歳までは「繰り上げ」は様子見してみるのも良いかもしれない。また、60歳以降も健康なうちは働き続けたいと希望する場合、年金に手を付けない間は「繰り下げ」メリットを生かし増やすという選択肢もあるだろう。

以上、現行65歳受け取りを原則とする公的年金の受け取りについて話を進めたが、今後、65歳が先延ばしとなることも考えられる。どのような環境にも対応できるためには、年金だけではなく、収入や生活設計も考慮した上で、自身に適した受け取り方を探っていくといいだろう。

寺野 裕子

てらの・ファイナンシャルプランニングオフィス代表

CFPR・1級FP技能士、投資助言業

2008年FP相談業務開始。2014年事務所運営スタイルを金融機関等からの紹介手数料等は

一切得ず、報酬は顧客からの相談料のみとするフィーオンリーへ移行。「ファイナンシャルプランニングは 100 人 100 様」をモットーにライフプランの実行支援を行っている。FP Cafe 登録パートナー

妻が亡くなった場合にもらえる遺族年金、加入制度別に解説

2017 年 6 月 5 日

昨年 11 月に、「改正年金機能強化法」が成立。年金の受給資格を得るために、必要な保険料の納付期間が、25 年から 10 年に短縮され、今年 8 月から施行される。年金には、老後に自分がもらう「老齢年金」だけでなく、自分の死後、遺された家族に支給される「遺族年金」もある。

東京国際司法書士事務所・代表の鈴木敏弘さんによれば、「国民年金に加入している女性が亡くなると、18 才未満の子がいなければ、遺族基礎年金は 0 円。たとえ妻が夫を養っていても、もらえません」。

会社員や公務員が加入する、厚生年金の加入者が死亡した場合は、もっと広範囲の人が受給可能。また夫が亡くなった場合は、子がいなくても加算があるが、妻を亡くした夫は、遺族年金の受給資格を得ることすら難しいのが現状だ。では、具体的にいくらもらえるのか、年金別に見ていこう（ただし、故人によって生計を維持されていて、収入が 850 万円未満であることが条件）。

国民年金（第 1 号被保険者）の場合

年金制度には、いくつかの種類がある。そのひとつが、『第 1 号被保険者 国民年金』。第 1 号被保険者は、国民年金を支払っている自営業者とその家族や農林漁業者、自由業者、学生などのことで、20～60 才までが加入できる。保険料は、毎年度決められる。

国民年金で、もらえる遺族年金の種類は 3 つあり、いずれか 1 つを受給できる。

・遺族基礎年金

国民年金に加入して老齢基礎年金の受給者や、受給資格がある人が死亡したときに、一定の要件を満たす遺族に給付される年金。

・死亡一時金

国民年金の第 1 号被保険者として 3 年以上保険料を納め、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けたことがない人が、亡くなったときに給付される。

・寡婦年金

国民年金の 25 年以上納付などの要件を満たした夫の死後、それまでに 10 年以上継続し

て婚姻関係にあった、18才未満の子のない妻に、60～65才に給付。

厚生年金（第2号被保険者）の場合

続いては、『第2号被保険者 厚生年金』。第2号被保険者は厚生年金を支払っている人のこと。会社員や公務員などが就職した時点で加入する。保険料は月給に応じて変わり、半分は会社が負担。退職するまで加入できる。

『厚生年金』の中で、もらえる遺族年金の種類は3つあり、いずれか1つを受給できる。

・遺族厚生年金

故人が厚生年金に加入しているか、老齢厚生年金の受給資格期間（25年）を満たしていた場合に、遺族に給付される年金。

・遺族基礎年金＋遺族厚生年金

年金の受給は「1人1年金」が原則。だが、遺族基礎年金と遺族厚生年金は、1つのものとみなされるため、合わせて給付できる。

・遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算

一定の条件を満たしていた夫が亡くなると、18才未満の子のない妻は40～65才になるまでの間、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算を合わせて受給可。

国民年金（第3号被保険者）の場合

最後に『第3号被保険者 国民年金』。第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養されている、20～60才未満の配偶者。第3号被保険者は、国民年金を納めたとみなされ、その期間の月数が将来の年金額に反映される。

もらえる遺族年金は、『遺族基礎年金』のみ。第3号被保険者が亡くなった場合、一定の要件を満たしていれば、その遺族に遺族基礎年金が給付される。

※女性セブン 2017年6月15日号